



明けましておめでとうございます 😘





2017年10月12日 横浜地方裁判所の前にて

●弁護士

高橋

畑山 穰 関守麻紀子 田井 勝 後藤 愛 川又 近藤ちとせ 海渡 双葉 昭 北神 英典 田渕 大輔 根岸 義道 高橋 由美 徳永 吉彦 小口千惠子 中村 晋輔 清水 鈴木兼一郎 俊

浅川 壽一

鈴木 啓示

●事務局

塚本 洋子 中村妃奈子 渡部 健二 柳原 康雄 森下 純子 高木麻美子 塩見 大田 順子 祐 石栗ルミ子 大沼 恵 山本 明子 星野 知英 吉田 幸穂

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 JPR横浜日本大通ビル8階 TLO45-651-2431 FX045-641-1916 http://www.yokogo.com

〜建設アスベスト訴訟



が提起されていますが、 提起されており、 と石綿建材製造企業を被告とし した被災者及びその遺族が、 ガンなどの石綿関連疾患を発症 設現場における作業を通じて石 て訴えている訴訟です。 1 全国6つの都道府県で訴訟は 建設アスベスト訴訟 第2陣と2つの集団訴訟 神奈川でも第 中皮腫や肺 10 月 24 は、 玉

判決が、10月27日には東京高裁日には横浜地裁で第2陣訴訟の 害賠償を命じました。 と石綿建材製造企業の双方に損 れ言い渡され、両判決とも、 で第1陣訴訟の判決が、それぞ

玉

らが原告となって闘われた泉南 石綿製品を製造する工場労働者 決を取り消すものとなりました。 ていた第1陣訴訟の横浜地裁判 めるとともに、国が唯一勝訴し 高裁として初めて国の責任を認 い渡された東京高裁の判決は、 りました。特に、10月27日に言 の2つの判決で国は7連敗とな 裁判決で認められており、 2 この責任を判断する上では、 国の責任は、 れており、今回既に5つの地

> ました。 ベスト訴訟にも妥当するのかと ないと明示したことが建設アス 基づく規制権限は、「適時にか 接の目的とする労働関係法令に 労働者の生命や健康の保護を直 アスベスト訴訟最高裁判決 いう点が重要な争点となってい つ適切に」行使しなくてはなら

に関する議論は完全に決着を見 こに加えて、 う法理を明確に示した上で、 決以降に言い渡された建設アス の責任を断罪してきました。そ ベスト訴訟の各判決は、全て、 判断を示したことで、この点 泉南アスベスト訴訟最高裁判 特に東京高裁の判決が同様 「適時にかつ適切に」とい 今回の2つの 判 国

田 渕 大 輔

た。した認 29日に言い渡された京都地は、これまでは2016年 3 判断は、最早、 有建材の危険性について、 ないでしょう。 て確定したと言っても過言では 訴訟において国の責任を認める るところとなりました。 これにより、 しかし、製造企業が石綿含 これまでは2016年1月 石 めら 綿 達材製造企業の責 れていただけでし 不動のものとし 建設アスベスト 十分 裁 判 任

第1陣アスベスト訴訟の2審判決、 東京高等裁判所前 で旗出しする鈴木兼一郎弁護十(左) 2017.10.27

償を命じたことは、

石綿粉じん

2つの判決が製造企業に損害賠

そのような状況の

新たに

りました。

ることを明確に述べる判

決もあ

は各地裁判決でも認められてお な警告を行ってこなかったこと

製造企業には過失責任があ

被害について、

責任を明確にするものです。

生じている石綿関連疾患発症 曝露によって建設作業従事者に

、製造企業の法的「綿関連疾患発症の

が、 を、今回の2つの判決は示した の負担を負うべきであること を創設することを求めています 生じている被害を救済する制度 方の負担で、建設作業従事者に私たちは、国と製造企業の双 製造企業も国とともに応分

る制度の創設です。 続に拠らずに、被害者を救済す 訟という時間や負担のかかる手 が最終的に求めているのは、 になりました。しかし、 ことで、 製造企業が控訴・上告を行った 4 既に多くの原告が命を落とし 損害賠償を命じられた国と 訴訟は今後も続くこと 私たち 訴

> 求められています。 全面解決を実現することが強く するには、 が命のある内にこの問題を解決 7 いる 今このタイミングで 1人でも多くの原告

援を宜しくお願い致します。 でいますので、 取組にも全力を注いでいく構え を救済する制度の創設に向けた 同時に、 おいて勝訴すべく、全力を尽く していく所存ではありますが、 私たちは、 訴訟に拠らずに被害者 今後も続く訴訟に 引き続き、ご支



第2陣アスベスト訴訟の1審判決、横浜地方裁判所前 で旗出しする徳永弁護士(中央) 2017.10.24

アスベスト被

〜全面解決に向けて_〜

#護士 田 井 勝

裁での提訴以降、全国各地(11 2008年の東京地裁・横浜地し、石綿肺・肺がん・中皮腫などの石綿関連疾患にり患し、労どの石綿関連疾患にり患し、労どの石綿関連疾患にり患し、労どの石綿関連疾患にり患し、労

今回の判決で国に対して7度目の勝利。そしてメーカーに対カーが責任を負うというのはほカーが責任を負うというのはほぼ不動のものとして確立していぼ不動のものとして確立しています。早期解決のため、これ以ます。早期解決のため、これ以ます。早期解決のため、これ以ます。早期解決のため、これ以ます。

3 原告たちの訴える被害救済3 原告たちの訴える被害救済法り患し、労災認定・石綿製連疾患にり患し、労災認定・石綿救済法の認定を受けた方を対象とし、武利を起こさずして国が一定の金銭を対象者に支払うものです。そしてこの制度の基金については国の税金のみならず、メーカー、ゼネコン等にも負担とてもらうことを想定しております。

ほしいと訴えております。 情し、この制度を法律で作って 大勢の国会議員の先生方にも陳 と交渉を続けています。そして と交渉を全面解決してほしい し、紛争を全面解決してほしい も、この制度を創設

> 日々を過ごしています。 生のほとんどが、病気のために いざるを得ず、経済的に苦しい を失い、高額な医療費も支払わ を失い、高額な医療費も支払わ をといできなくなって仕事 は、ことができなくなって仕事

建設業における中皮腫・肺が建設業における中皮腫・肺が

ていきたいと思います。わたしたちも最後まで頑張っ



アスベスト被害 常設ホットラインを 開設しました

弁護士

(建設現場や造船所

鉄工所などで働いていた方)





綿を製造する会社や工場で働 方々やその遺族の方々に向け団は、アスベスト疾患に悩む する建設アスベスト神奈川弁護 当事務所の多くの弁護士が所属 方々が多くいらっしゃいます。 てきた方、その遺族に当たる 談に乗ってきた被害者の方々 ラインを開設しています。ご相 スベスト疾患にかかっている きた工場等で働いてきた方々の 方々等多数いらっしゃいます。 アスベストが使用された現 建設労働者だけでなく、 アスベスト被害常設ホット びまん性胸膜肥厚などのア 石綿肺、 中皮 石

〈石綿工場で働いていた

排気装置を設置すべき石綿工場 の 場去に石綿工場で働いていた 大、石綿(アスベスト)工場の 元労働者については、国に対し で訴訟を提起し、一定の要件を は、国から訴訟の中で和解手続 は、国から訴訟の中で和解手続 は、昭和33年5月26日から昭和 は、昭和33年5月26日から昭和 は、昭和33年5月26日から昭和 は、昭和36年4月28日までの間に、局所 します。

への参加などをアドバイスいた

、救済制度の活用、労災申し、救済制度の活用、労災申

いましたら、お気軽にご相談く

、まずはご連絡ください〉

患に罹患しておられる方、

息切

いていた方などで、石綿関連疾

仕事に携わった方、

自衛隊で働

方・現在働いている方に限ら

在

建設現場で働いてい

た

作業に従事し、

その結果とし

内で、石綿粉じんにばく露する

造船所・鉄工所・発電所の

を被った方が対象とされてい

石綿による一定の健康被害

感じられている方がいらっしゃれ・せき・たん等の体調不良を

アスベスト被害は、あらゆる



受付時間:平日10:00~17:00 電話番号:045-651-2433 横浜合同法律事務所

担当・田渕、田井、近藤

でご相談ください。

を業にまたがっている上に、アないので、今後も増え続がありますので、今後も増え続がありますので、今後も増え続数十年後に発症するという特徴数十年後に発症するという特徴をしかしたらアスベスト機として、ア

第2次新横田基地

20

13年3月に提

横田基地公害訴訟につい

村 輔 弁護士 中

受けていることを認定しました。 じました。裁判所は、W値75以余りの損害賠償金の支払いを命 月 11 受忍限度を超える違法な被害を 飛行が制限されるとした平成 裁判所は、 の地域に居住する原告らにつ 日、国に対し、総額6 東京地方裁判 ,口壯夫裁判長) 米軍機等の騒音によって 深夜早朝の米軍機 所立)は、昨日 Ш 億年 10 部



被害を抜本的に解決するために横田基地の米軍機等による騒音 この判決では、 れません。 国が本腰を入れることは考えら 訴訟を提起しなければならず、

と思 団、弁護団で協力をしてき償請求が認められるよう、 の飛行差止請求や将来の損害賠 ました。 して、東京高等裁判所に控訴 原告らは、この判決を不服 弁護団で協力をしてきたい 控訴審では、 米軍機等

半世紀近くが経過しよ この判決では、原告らは、再び賠償請求も認めませんでした。 批判に踏襲し、 ないと国を批 何らかの働きかけをした形跡は 合意を米軍に遵守させるための 年日 裁判所は、 近くが経過しようとして 米合同委員会合意から4 判しました。 米軍機等の飛行 最高裁判例を無 がこの しか



「差し止め認めず、賠償勝訴」東京地方裁判所立川支部 2017.10.11



"訴! 第5次厚木基地爆音§

弁護士 関 守 麻紀子

2017年8月4日、厚木基地の騒音被害に苦しむ、600地の騒音被害に苦しむ、600地の騒音被害に苦しむ、600

2016年12月、第4次訴訟の最高裁判決が言い渡されました。横浜地裁、東京高裁の将来にわずる判決、東京高裁の将来にわたる損害賠償の支払いを命ずる判決は、最高裁により、いずれも覆されました。最高裁の将来にわたる損害賠償の方払いを命ずる判断は、自衛隊の活動に高い公共は、自衛隊の活動に高い公共は、自衛隊の活動に高い公共は、自衛隊の活動に高いを命で、一人一人の住民の生活ので、一人一人の住民の生活の一人が健康に、安全に暮らす権

米軍機については「第三者行うかがわれません。うかがわれません。く見られません。

思います。

昭和51年(1976年)に初もや立ち上がったのです。 住民のみなさんは、最高裁判

ませんでした。

いても従前から何の進展もありらされないのですが、これにつ

為論」により、

違法性の判断す

を覚えますが、決して屈しないばならないことにはいきどおりに、5度も訴訟を提起しなけれいまけれのないない。

5度目の訴訟になります。めての訴訟が提起されて以

考えも たかっていけることをうれしくなく防 れ、みなさんと新たな訴訟をた住民に 住民のみなさんに勇気づけら

5次訴訟では、米軍機につい 5次訴訟では、米軍機についての「第三者行為論」になんと は、騒音被害解消のために日米は、騒音被害解消のために日米は、騒音被害解消のために日米 は、騒音を請した。

ます。 による追加提訴も予定されてい 2017年12月には、第2陣

来、

て、がんばっていきます。原告団、弁護団が一丸となっの飛行の差止めを実現すべく、の飛行の差止めを実現すべく、

遂げたのか



どです。 090人の命が奪われていま 012年)に及び、その中で1 に及んだ裁判闘争に終止符を打 〇協定が出来、 の2割にも満たないのがほとん 20万9109件(1952~2 つべく、示談書に調印しました。 て米国が支払う見舞金は、損害 んは、田畑さんと共に、12年近く 在日米軍による事件事故は、 地位協定18条6項に基づい 1996年にはSAC 裁判を提起して

2017年11月17日、

田畑さん、近藤さんでした。たのが、山崎さんで、さらに

さらに、

Ш

このような中で、立ち上がっ

崎事件以降は、「泣き寝入りは

らせていきました。 の合い言葉になり、 しない」が米兵犯罪被害者の会 分な救済の実情を世間に広く知 裁判では、 加害者米兵との関 被害と不十

いう成果を上げました。また、14〜4倍の慰謝料を勝ち取ると係では、一般の不法行為事件の 在日米軍・国との関係では、 Ш

が実情でした。 泣き寝入りをさせられているの 害者は、僅かばかりの見舞金で わずか13件しか利用されていな 判決を得れば、 いのが実情です。ほとんどの被 [本政府が支払うことになりま 現在までの20年間 判決との差額を

た。 軍・国は責任を免れないという 徹底していないと判示され、近は、在日米軍が、定めた規制を ところまで迫ることが出来まし うなケースであれば、 クシー運転手強盗殺人事件のよ 題を繰り返していたという場 た。その結果、 能だったとする判決が続きまし 原因となっていることは予見可 藤事件では、飲酒が米兵犯罪の げました。その後、 なくなるという大きな成果を上 も米兵の個人的な問題では済ま 事件以降は、 すなわち、 後の横須賀のタ 加害者米兵が問 公務外であ 田畑事件で 在日米 つって

適用されることを明らかにさせ 族の一人が判決を得れば全員に は、SACO見舞金は、被害者遺 さらに、 救済制度との関係で

高 橋

宏



調印の瞬間まで防衛省の担当者に訴えて泣き寝入りはしない姿勢を貫き通した山崎さん

政府に対する免責文言を削除させ、加害者米兵に対する免責文言についても検討することを約束させました。最後まで問題となった遅延損害金の支払いについても、研究を約束させ、あと一歩のところまで迫りましたが、他の遺族との関係等もあり、終止符を打つこととしました。山崎さんは、調印式後の報告集会で、自らの事件としてはこれでひと区切りとなるものの、今後も基地がある限りなくならない米兵犯罪の根絶を目指してない米兵犯罪の根絶を目指してない米兵犯罪の根絶を目指してない米兵犯罪の根絶を目指してない米兵犯罪の根絶を目指して

** 料間争勝利 201

勝利報告集会で闘いについて語る山崎さん本人



多くの支援者や弁護団、マスコミが見守る中で12年近くに 及んだ米兵事件の調印式にのぞむ山崎さんと田畑さん



調印式後の記者会見で説明する中村弁護士(中央)



山崎裁判闘争勝利報告集会で説明をする 高橋宏弁護士

これこそ日本の国民の命と国土

をまもる道だと欺いて、

破滅的

本年もよろしくおねがいいたしま

注: 畑山 穰

先の世界大戦で、東条英機内 関の岸信介商工大臣は、不倶戴 閣の岸信介商工大臣は、不倶戴 もと無謀な侵略戦争に国民を欺 き駆り立てて、亡国の淵に突き 落とそうとしました。

一体化路線をますます強化し、一体化路線をますます強化し、合いと方向転換した岸信介氏。 会ではその孫の安倍晋三氏が会ではその孫の安倍晋三氏がる日米安保条約の軍事同盟化、る日米安保条約の軍事同盟化、

> た。 行動が求められる年が明けましいよいよ国民の政治的覚醒と

|護士 |||又 | 昭

一昨年、戦後はじめて市民と四野党の共闘が国政から地方政治についてまで成立し大きな成治についてまで成立し大きな成治についてまで成立し大きな成果を挙げました。そも大きな成果を挙げました。そも大きな成果を挙げました。そも大きな成果を挙げました。それで今年。市民と野党の共闘が国政から地方政治を表心から期待しています。

護士 根岸 義道

はご迷惑をおかけすることもあていきたいと思います。皆様にます。そろそろ身辺整理を始めます。いまは、いよいよ古稀を迎え

を誘い込もうとしております。な核戦争の危険を冒す道へ国民

ださい。

弁護士 小口千惠子

ます。明けましておめでとうござい

ていきたいですね。人一人が誇りを持てる社会にしくれる社会。多様性を認め、一される社会。多様性を認め、一

开護士 高橋 宏

として何が出来るか。の誓い。この時代に生きるものい犠牲の上にたどり着いた不戦いないのない。

弁護士 関守麻紀子

ます。
や年もよろしくお願いいたしがんばりましょう。
絶対に改憲させないように。

弁護士 近藤ちとせ

新年あけましておめでとうご 新年あけましておめでとうご がます。昨年は、事務所の多 がでおろしました。今年は、さ なでおろしました。今年は、さ なでおろしました。今年は、さ なでおろしました。今年は、さ ができ、胸を ができ、順を ができ、順を ができる飛躍のために、できる力 がでおうしましておめでとうご

弁護士 田渕 大輔

弁護士となって十有余年、昨

して、今後も精進して参ります。日々の仕事の中で惑うこともた。

元護士 中村 晋3

2006年1月発生の米兵強2006年1月発生の米兵強 りですが、国に敗訴した悔しさ が、昨年11月、解決となりまし が、昨年11月、解決となりまし が、明年11月、解決となりまし が、明年11月、解決となりまし

弁護士 浅川 壽

弁護士 田井 勝

者の皆さんが喜んでくれる姿をして100%納得できる内容でして100%納得できる内容でいたが解決となりました。決の事件が解決となりました。決

も頑張っていきます。向に持っていけるように、今年感じます。多くの事件をいい方見ると、「やってよかったな」と

开護士 北神 英典

東京の女子大で今年4月からを担当することになりました。を担当することになりました。これまで担当してきた「社会生これまで担当してきた「社会生これまで担当してきた「社会生とかけ持ちです。国家権力に対とかけ持ちです。国家権力に対とがけ持ちです。国家権力に対とがは要不可欠な理由をに、憲法が必要不可欠な理由をだうやって伝えていくか、思案を続けています。

开護士 高橋 由美

動を大きく広めていきましょう。です。改憲の発議をさせない運が、本当に2018年は正念場が、本当に2018年は正念場が、本当に2018年は正念場のです。改憲の発議をさせない運

弁護士 清水 俊

母校サレジオ学院の職場訪問母校サレジオ学院の職場訪問母校サレジオ学院の職場訪問を終えてよっかく伝えたいことが見えてきたと感じ、今年は何をしようかともう考えています。

飛護士 鈴木 啓示

ます。 あけましておめでとうござい

を目指して精進していきたいとの落ち着きを身につけられればの落ち着きを身につけられればと考えております。

いいたします。本年も、どうぞよろしくお願

思います。

弁護士 後藤 愛

昨年は、神奈川に引っ越してたましておりましたが、今年は落ちに充実した1年でした。新しいに充実した1年でした。新しいは、からないが、からに出会い多くのとにおりましたが、今年は落ちしておりましたが、

す。どうぞよろしくお願いいたしまたいと思っています。今年も、

弁護士 海渡 双葉

みません。
英会話教室に行くようになり、文化の多様性を知るたびにり、文化の多様性を知るたびにがいている。国レ

弁護士 徳永 吉彦

ます。明けましておめでとうござい

ました。 で、勝利の旗出しをさせて頂き 昨年は、アスベスト弁護団

きます。 つ、全力で仕事に取り組んでい 今年も、健康に気をつけつ

开護士 鈴木兼一郎

いました…。今年こそ! みましたが、中止になってしま 昨年の横浜マラソンに申し込

情 誰

1

増え続ける秘

20

イールでは

一催された、

日弁連の第60

17年10月5日に

滋賀県

海 渡 双 弁護士

葉

に関するメディアの記事は激減施行後、秘密保護法の運用状況

とめるという点でした。

法律

0

3

現状と問題点を基調報告書にま

したのは、

秘密保護法の運用

0

備に携わりました。 委員の一員として、

私が実行委員として主に担

出

と情報公開を考える~」の実行

分科会の準

回人権擁護大会の第2分科会

情報は誰のもの?~監視社会

問題や、 題など、 政府による情報隠. 森友学園・加計学園問南スーダンPKO日報

玉 視察に同

この第2分科会の準備に当た

公権力が私的なプライバシー

2

感しました。 の問題にとどまらないことを実 きました。監視社会化は、 シャピロ氏や、スノーデン氏の を務められたスティーブン・ ナー氏から、話を聞くことがで 弁護人でもあるベン・ワイズ U)のリーガル・ディレクター アメリカ自由人権協会(ACL 米国視察に同行しました。

インタビューが安スノーデン氏の中 実現

す。 と言えるでしょう。 されたXキースコアというイン ビューで、 監視社会化が進むことへの警鐘 しました。テロ対策の名の下に 役立っていないことなどを指摘 大量監視はテロリズムの防止に テムについて説明すると共に、 分析するコンピューター・シス ターネット上のデータを検索・ インタビューが実現した点で 現在ロシア在住)のネット中継 スノーデン氏(元NSA職 第2分科会のハイライトは スノーデン氏は、 米国から日本に提供 インタ

揮できているとは言い難い状況

また、

督は形式的なもので、

効果を発

続けており、

監督機関による監

ません。特定秘密の指定は増え

に覆われていると言わざるを得

その運用状況は厚い

ベール

とが重要だと考えています。 について公開を促進していくこ と共に、公権力が持つ公的情報 情報を監視することを阻止する



ニューヨークにあるACLU本部を訪問

— 12 **—**

清 水 俊

5年夏号の事務所ニュース)。 労働争議が起きている 合員の一人が女性指導員に 鎌倉自動車学校では3つの 2 0 1

ことに対して、労働委員会に救 を受け、 けられ、会社から長時間の詰問 済を求めた事件 がらせをしたという疑いをか 休職にまで追い詰められた 退職を強要された結 (その1事件)。

を求めた事件 性指導員からセクハラを受けて 体がなかったことにされそうに くな調査もされずにセクハラ自 会社に対応を求めたものの、 いた非組合員の女性指導員が、 組合対抗組織の幹部である男 たため、 労働委員会に救済 (その2事件)。 組合に助 がけを求

> よる慰謝料等の賠償を求める反起し、女性指導員がセクハラに訴訟と名誉棄損の民事裁判を提 訴を起こした事件(セクハラ裁 実はないとして債務不存在 導員に対し、 セクハ 、ラの

> > 員

3

れたのである。

令は、 不当な命令を出した。二つの命 の組合敵視の意思を見抜けず、 の2事件についていずれも会社 メージを与えた。 そのような状況で、 労働委員会は、その1、 少数組合に壊 滅的 平成29年 なダ

放ったセクハラの事実が認めら 性指導員勝訴の第1審判決が出3月、セクハラ裁判について女 合のでっちあげ」とまで言 会社が団体交渉の場で「組

がわれるとし、

会社の係長とと

その2事件の男性指導員が女

2018(平成30)年1月1日

が一部認めなかったセクのであった。控訴審は、 けられない限り、 賠償金額も倍増させた。しか 嫌がらせの事実をすべて認め、 成29年11月、セクハラ裁判の控 等裁判所に移した。そして、 訴)

により、戦いの場を東京高 は維持されるとは予想していた。 訴審判決が出た。裁判所の事前 こてはばからない傾向」がうか 逃れができない証拠を突きつ 態度から少なくとも原審判断 の控訴 しかし、結果はそれ以上のも 男性指導員については、「言 部認めなかったセクハラや セクハラ裁判は、 (女性指導員も附帯控 虚偽の供述を 第1審 平

命令が完全に否定された。

社は いる」と判断した労働委員会の 措置を講じていないとばっさり。 社の対応についてもセクハラ防 止のための雇用管理上の必要な この控訴審判決によって、会 」と一刀両断。 (述をしていると見ざるを得 一職場環境の改善に努めて 「あえて女性指導員に不 ざらに、

尽くしていきたい。 常な職場を取り戻すために力を じられる内容だった。今年も正 判決を武器に会社と闘うよう を実感した判決だった。、この と言われることがあるが、それ 4 というメッセージとすら感 司 法は生きていた」

護士 鈴 木 啓 示

生活の糧を借金(貸与金)や親たの援助に頼らざるを得なかった私達は、給費制廃止違憲訴訟法修習生の給費制廃止違憲訴訟を提訴し、併せて政治への働きを提訴し、併せて政治への働きを提訴し、併せて政治への働きにある。

ると、①給費制か貸与制かは国裁判所の判断は、簡潔にまとめ結果は請求棄却でした。平成29年9月27日に言渡され、平成29年9月27日に言渡され、平成29年9月27日に言渡され、

②新65期は、給費をもらえてい②新65期は、給費をもらえていの一次であるが、貸与制けていることになるが、貸与制けていることになるが、貸与制けできるのであるから、その差ができるのであるから、その差は不合理とは言えないというものです。

「生活費がもらえなくても、「生活費がもらえなくても、だからいいじゃないか」というだからいいじゃないか」というだからいいじゃないか」というがあり、国が給費制の廃止は間違いり、国が給費制の廃止は間違いがったと認めているような状況にあります。なぜ私達だけが、にあります。なぜ私達だけが、にあります。なぜ私達だけが、

お願い致します。

なりますので、ご支援よろしくなりますので、ご支援よろしくないのでしょうか。同時期に、他の地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制があり、大分地裁では「給費制がありますので、ご支援よろしくならないのでしょうか。



1

働きながら出産・育児を することについて

弁護士 後 藤 愛

(いわゆるマタハラ、パタハラ)。相談を受けることがありますずに辛い思いをされるというご場の上司や同僚の理解が得られ 妊娠・出産・育児に際して、職

とを強く感じました。

は本当に大変だろうなというこきで子どもを育てるということ活で揉めるわけですから、共働嘩をしました。大人二人での生は家事の分担のことで何度も喧きですので、同居を始めた当初ということにもなります。共働

と家庭の両立は、 だまだたくさんあります。 ることも必要でしょうし、 働き続けることができるように 業等に関する制度を知らせる努 を知った場合に、 業法の改正法が施行されまし にマタハラ・パタハラ防止措置 平成29年1月1日には、 でも支援できるよう頑張らなけ でもありますし、 園不足・待機児童など問題もま なるためには、人の意識を変え の改正法が施行されました。 力義務を定める育児介護休業法 配偶者が妊娠・出産したこと等 雇用機会均等法及び育児介護休 しかし、子どもを育てる父 母親が、 改めて考えているとこ 同年10月1日には、 離職することなく 個別に育児休 私自身の問題 働く人やその 働く方を少し づけた男女 仕事 保育

か月が経過しようとしていま川に引っ越してきて、早くも10

车

の3月に鹿児島から神奈

夫との同居を始めて10か月



とりがひとりの仲間を増やそう 安倍九条改憲NO! 署名、三〇〇〇万筆集めよう! 憲法を生かす

弁護士 浅 III

と。この安倍九条改憲が実現す ます。安倍政権が狙うのは、 も改憲を実現させようとしてい スケジュールに乗せ、 な理想である戦力不保持の規定 法九条に自衛隊を明記するこ 骨抜きにされてしまいます。 安倍政権は改憲への企てを 日本国憲法が掲げた崇高 是が非で

力にとって、この憲法九条二項 う経済をつくりたいと考える勢 軍隊を必要とし、 条二項です。 ないと宣言をしたのが、憲法九 国であるからこそ、 際的発言力を増すために戦える 戦争の惨禍を経験したこの しかし、日本の国 軍需産業で潤 戦力を持た

> もそも武装を持たない災害救助 攻撃し続けてきたのです。 はけしからん」などと違憲論を 害救助にあたる自衛隊を違憲と ならないのに、彼の勢力は「災 隊としての自衛隊であれば は邪魔物でしかありません。 力」には該当せず憲法違反とは 「戦 そ

案」は発生しません。改憲あり 提論点で意見の一致を見ない限す。そもそも改憲するという前 とする「対案病」に感染し、改 かという議論には進まず、「対 憲の論議に加わろうとしていま 「対案を示さないのは無責任だ」 どのような改憲案にするの さらに野党の一部までもが

しましょう!

NO!一緒に唱えて改憲を阻

行っております。

安倍9条改憲

生かす全国統一署名」の集約を

する意見を封殺する悪巧みでし 的 かありません。 きで議論しようとするのは論理 な飛躍であって、改憲に反対

う。

とが、 論を、

いまこそ必要なのです。

Ŧî.

「安倍九条改憲NO!」の

数が改憲に反対であるとなれば、 るのは国民投票です。国民の多 改憲を発議しても、その先にあ まって声を上げることなので もった人々の力も必要です。 うか。マスコミ?議員?弁 ことができるのは、だれでしょ われる理由です。いくら国会が す。これこそが、「国民主権」と言 のは、ひとりひとりの市民が集 かし、なによりも最も力がある 士?もちろん、こうした役割を 兀 こうした改憲策動を止める L 護

> する機運を高めて行きましょう。 仲間を増やし、安倍改憲に反対 たちと対話し、ひとりがひとりの しょう。署名を通じて多くの人 三〇〇〇万署名を成功させま

横浜合同法律事務所では、こ 「安倍9条改憲NO!憲法を

戦前戦中の弁護士の制服を着 用した浅川弁護士。旧長野地 方裁判所松本支部庁舎にて

る策動は萎んでゆくことでしょ 国会で改憲案を発議しようとす 安倍9条改憲に反対する世 大いに盛り上げて行くこ

牛金引下げは違憲し

弁護士 高橋 由美

私たちの年金がどんどん切りるたちの年金がどんどん切りでは仕方ないのかなあ」でかる人の年金を下げても仕方でいる人の年金を下げても仕方でいる人の年金を下げても仕方でいる人の年金を下げても仕方でいる人の年金を下げても仕方でいる人の年金を下げても仕方でいる人の年金を下げても仕方でいる人の年金がなくなっちゃかったら積立金がなくなっちゃったら積立金がなくなっちゃったら積立金がなくなっちゃったっている人の年金がどんどん切りでいる人の年金がどんどん切りでは、

つまり、とても単純に言うと、の年金が切り下げられても仕方をい」なんです!だって、「年だけなんです!だって、「年だけなんです!だっている」をのように「思わされている」の年金が切り下げられても仕方の年金が切り下げられても仕方

年金制度は、私たちが現役世代年金制度は、私たちが現役世代に40年かけて積み立てたものなんです。これを「積み立て方式」といいます。年金はその制度を創設したときから「積み立て方式」なんです(正確にみ立て方式」なんです(正確にみ立て方式」なんです(正確にみ立て方式」なんです(正確にす)。

み立てた金を年金保険金として を受給している世代が現役世代を受給している世代が現役世代を受給している世代が現役世代がのときに積み立てた金です。積のときに積み立てた金です。積がり下げを画策してから、ほぼ切り下げを画策してから、ほぼ増加を続けています。ということは、受給世代は自分たちの積とは、受給世代は自分たちの積が年金のである。

> 受給しており、いまの現役世代 でなります。どうしてこれで年 になります。どうしてこれで年 をの額を減らす理由になるので

り、 うな合理的な理由付けが必要と 年金制度は、制度の根本が「積 なります。 を加える場合には、 権の保護を受ける権利なので が決まった年金は憲法29条財産 み立て方式」であって、 度なんて不要ですね。だから、 る。」のだったら、「積立金」制 役世代が受給世代を支えてい 仮に、政府の言うように、「現 仮に、国民の財産権に制限 政府も認めるように、受給 国民を納得させられるよ 代替措置も つま

> うに、 せん。 来の受給者に財産権を保障する 給者の財産権を踏みにじって将 権をも手放すことです(今の受 年金を受給する現役世代の財産 とを簡単に見逃すことは、 に、全くのまやかしに過ぎませ すが、これまで見てきたよう ん。こんなまやかしにだまされ 世代間格差」とか言っていま ところが、 今の受給者の年金を削るこ 全く合理的な理由がありま 年金を切り下げることに 国はその理由づけとして 今まで見てきたよ 将来

年金引下げに反対しましょう!者・現役世代ともに手を携えてしてはいけないのです!受給私たちの財産権を簡単に手放

わけがありません)。

るユーコー

プでの無料法律 当事務所で行

談

今回

は、

って

13

についてご案内します。

生協相談 やってます

兼 一郎 弁護士 木



所の弁護士が法律相談を行って 例相談を行っておりますが いただき、 ユーコープさんにご協力を 所では月曜から土曜に定 以下の店舗で当事務 現

たまプラーザ店

5 分、 線たまプラー 日は14時~17時、 火曜日は10時~13時、 9 (毎月第1・第3火曜 横浜市青葉区美 □青葉区美しが丘1−ザ駅北口から徒± 東急田園都 第3火曜 Ħ 歩 市 1

東戸塚駅前店

線東戸塚駅西口から徒歩3分、 横浜市戸塚区川上町87 在は不定期、 JR横須賀

鎌倉市 金曜日は14時~18時、湘南モノ金曜日は午前10時~13時、第3 ール西鎌倉駅から徒歩5分、 (毎月第1・第3金曜日) 西鎌倉1 -21 18

くの方にご利用いただけており

ずれの店舗においても、

事務所が少し遠い、ご自宅

ができます。 でごゆっくりとお話を伺うこと プさんの日常的な雰囲気のなか ります。広い部屋と、ユーコー していただいて、法律相談とな 広い部屋があり、そちらにいら ーコープさんにはそれ

問題等々何でもご相談くださ 言作成・交通事故・近隣トラブ分で、不動産・離婚・相続・遺 おります。 い。もちろん秘密厳守で行って ル・労働事件・B型肝炎・借金 時間は定例法律相談と同じ45

go/392754´ yokogo/396404° coubic.com/yokogo/ 2 46906, セスすることもできます。 Rコードから予約サイトにアク から承っております。 ラーザ店 https://coubic.com/yoko ご相談料はなんと無料です! また、ご予約は当事務所の電 $\begin{pmatrix} 045 - 651 - 2431 \end{pmatrix}$ インターネット(たまプ https://coubic.com. 西鎌倉店 東戸塚駅前店 下記のQ https://



たまプラ



西鎌倉店



東戸塚駅前店



西鎌倉コ

すいものとなっています。 てする相談なのか分からないと 近いという方、 いう方にとっては、ご利用しや よろしくお願いします! の先からユーコー 積極的にご活用くださ 事務所まで行っ プの 方

プの相談会場

B型肝炎訴訟

お悩みではありませんか? B型肝炎で

和63年)年1月27日までの 1941 (昭和16年)年

査)の際に、注射器が連続 たはツベルクリン反応検 たはツベルクリン反応検 では要している人で集団

に提訴しなければなりませれだと、この和解金を受け取るためには、裁判上のけ取るためには、裁判上のがで、被害者の方が裁判所ので、被害者の方が裁判ができる可能性があります。

(担当:田渕・高橋由美)ひ一度ご相談ください。 た横浜合同法律事務所にぜ

している人40万人以上とさ型肝炎ウイルスに持続感染使用されたことが原因でB

て、

市民とともに歩いてきい型肝炎の訴訟につい

٨

В

ています。

これらの方々は、

政府か

2018(平成30)年1月1日

の給付金をうけとること

この券を お持ちいただけると 当事務所でも1回無料で ご相談いただけます

横浜合同法律事務所 *切り取らずに お持ちください

無料相談券

*必ずお電話で予約をしてください。 電話045-651-2431 有効期間 2018年1月~7月



和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠の安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平 平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われら係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、 これに反する一切の憲法、 がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、こ 権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民 る権利を有することを確認する。 ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存す る地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、 に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉あ の憲法は、 によるものてあつて、その権威は国民に由来し、その 憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託 意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決 自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再 諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて 者を通じて行動し、 日本国民は、恒久の平和を念願し、 かかる原理に基くものである。われらは、 正当に選挙された国会における代表 われらとわれらの子孫のために、 法令及び詔勅を排除する。 人間相互の関

の崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。の崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。とは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。とする各国の責務であると信ずる。との法則に従ふことする各国の責務であると信ずる。

日本国憲法前文